

| | |
|------|---|
| 資料番号 | 3 |
|------|---|

| |
|-------------|
| 令和8年6月18日 |
| 課名 教育委員会事務局 |
| 秘書広報室 |
| 担当者 室長 松田 |
| 内線 4930 |

広島県教育委員会会議録

令和8年3月16日

令和8年3月26日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和8年3月16日(金) 13:00 開会

15:05 閉会

1 出席者

| | | |
|-------|-------|-------|
| 教 育 長 | 篠 田 | 智 志 |
| 委 員 | 細 川 | 喜 一 郎 |
| | 中 村 | 一 朗 |
| | 志 々 田 | ま な み |
| | 小 田 原 | 希 美 |
| | 河 田 | 一 実 |

2 出席職員

| | | |
|----------------------|-----|-------|
| 教 育 次 長 | 江 原 | 透 |
| 管 理 部 長 | 糸 崎 | 誠 二 |
| 学びの变革推進部長 | 阿 部 | 由 貴 子 |
| 乳幼児教育・生涯学習担当部長(兼) 参与 | 重 森 | 栄 理 |
| 総 務 課 長 | 永 井 | 匠 |
| 秘 書 広 報 室 長 | 竹 森 | 潤 一 |
| 教 職 員 課 長 | 藤 井 | 典 之 |
| 職 員 給 与 室 長 | 溝 口 | 直 子 |
| 施 設 課 長 | 渡 辺 | 誠 一 |
| 学 校 経 営 課 長 | 浜 岡 | 哲 也 |
| 教 育 改 革 課 長 | 今 川 | 浩 之 |
| 義 務 教 育 指 導 課 長 | 松 尾 | 真 理 |
| 高 校 教 育 指 導 課 長 | 小 野 | 裕 之 |
| 豊かな心と身体育成課長 | 沖 本 | 勝 豊 |
| 特 別 支 援 教 育 課 長 | 林 | 香 |

審議案件一覧

- | | |
|-----------|--|
| 第 1 号 議 案 | 教職員人事について |
| 第 2 号 議 案 | 広島県教育委員会規則の一部改正について |
| 第 3 号 議 案 | 教職員人事について |
| 第 4 号 議 案 | 広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正について |
| 報 第 1 号 | 令和 8 年広島県議会 2 月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について |
| 報告・協議 1 | 「広島県いじめ防止基本方針」の改定について |

公 開 審 議 案 件

| | | | 頁 |
|-------|------------|--|---|
| 日程第 1 | 会議録署名者について | | 1 |
| 日程第 2 | 第 4 号 議 案 | 広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正について | 1 |
| 日程第 3 | 報 第 1 号 | 令和 8 年広島県議会 2 月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について | 2 |
| 日程第 4 | 報告・協議 1 | 「広島県いじめ防止基本方針」の改定について | 3 |

篠田教育長： それでは、ただいまから本日の会議を開きます。
直ちに日程に入ります。
まず、会議録署名者の件ですが、本件は、会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。
会議録署名者として、細川委員と河田委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いいたします。ありがとうございます。
本日の会議議題はお手元のとおりです。
議題のうち、公開になじまないものがあれば最後に回して審議したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

細川委員： 第1号議案、第2号議案及び第3号議案は人事に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

篠田教育長： ほかに御意見はございませんか。
それでは、ただいまの細川委員の発議について採決いたします。
第1号議案の教職員人事について、第2号議案の広島県教育委員会規則の一部改正について、第3号議案の教職員人事について、公開しないということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

篠田教育長： 全員賛成と認めます。
したがって、本日の議題は、第1号議案、第2号議案、第3号議案を公開しないで審議することといたします。

第4号議案 広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正について

篠田教育長： それでは、第4号議案、広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正について、溝口職員給与室長、説明をお願いします。

溝口職員給与室長： 第4号議案「広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正について」を御説明いたします。
市町立学校に在職する県費負担教職員の扶養手当・通勤手当・住居手当及び単身赴任手当に関する事実の確認、手当額の決定などの認定事務に関する権限を当該規則に基づいて、平成19年4月1日から市町に移譲しております。
職員の給与の支給に関する規則中、当該規則に引用している扶養手当の認定事務に関する条項等が改正されたことに伴い、当該規則の条項にずれが生じるため所要の規定の整備を行うものでございます。
説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。
よろしいですか。
それでは、以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
議案に賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

篠田教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案件は可決されました。

篠田教育長： それでは続きまして、報 第 1 号、令和 8 年広島県議会 2 月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について、永井総務課長、説明をお願いいたします。

永井総務課長： それでは私からは、報第 1 号について御説明をいたします。

「令和 8 年広島県議会 2 月定例会に提案された教育委員会関係の議案」につきましては、いわゆる地方行法第 29 条により知事から意見を求められたものでございますが、教育委員会会議を招集する時間がないと認められたため、教育長に対する権限委任規則第 3 条第 1 項の規定により教育長が臨時に代理し、同意する旨を回答しております。このたびは、その内容を報告し、承認をお願いするものでございます。

承認をお願いする議案は、臨時に代理した事項のとおり、令和 7 年度教育委員会関係補正予算案でございます。

1 ページを御覧ください。1 の令和 7 年度一般会計予算でございます。

まず、(1) の歳入につきましては、表の教育委員会計欄のとおり、今回の補正額は 14 億 9,200 万円余の増で、これにより最終予算額は 457 億 4,600 万円余となっております。この主な要因といたしましては、国庫支出金について、国の令和 7 年度補正予算の活用などにより 17 億 8,400 万円余の増となった一方で、諸収入につきましては、教職員の給与額が当初の見込みを下回ったことに伴う保険料収入の減などにより 2 億 800 万円余の減となったことなどによるものでございます。

次に、(2) の歳出についてでございます。表の教育委員会計欄のとおり、今回の補正額は 10 億 1,900 万円余の増で、これにより最終予算額は 1,697 億 6,500 万円余となっております。

続きまして、資料下段の波線囲みの要求内容を御覧ください。主な要求内容といたしましては、学びの変革推進事業について、県内公立小中学校等における一人 1 台端末の後年度の更新整備に向けた財源を基金に積み立てるための経費として 16 億 300 万円余の増、次に特別支援教育ビジョン推進事業について、広島北特別支援学校の校舎増築工事などの経費として 7 億 1,000 万円余の増、そして高等学校教育改革推進事業について、高校教育改革を先導する拠点の創出に向けた基盤整備の財源を基金に積み立てるための経費として 6,000 万円の増、そして高等学校デジタル人材育成強化事業について、県立高等学校におけるカリキュラムの充実や教員の指導力向上に向けた取組のための経費として 1 億 7,500 万円の増を計上してございます。

2 ページを御覧ください。(3) 歳出の経費区分別内訳についてでございます。表の一般事業費のうち施設整備につきましては、広島北特別支援学校の校舎増築工事の実施などにより 8 億 2,600 万円余の増、その他については公立小中学校等における一人 1 台端末の更新整備に係る経費の基金への積立などにより 9 億 3,200 万円余の増、職員給与費につきましては、教職員の給与費が当初の見込みを下回ったことなどにより 7 億 3,400 万円余の減となっております。

次に、(4) 繰越明許費についてでございます。国の補正予算を活用する事業や県立学校施設整備事業などにおいて事業費を翌年度に繰り越す必要が生じたことから、合計として 17 億 9,200 万円余を計上してございます。

最後に、2 の令和 7 年度高等学校等奨学金特別会計予算でございます。奨学金の貸付件数及び給付件数が当初の見込みを下回ったことなどにより、歳入及び歳出について、それぞれ 8,000 万円余の減となっております。

その他、3 ページから 4 ページに項目別の歳出内訳を掲載しておりますので、後ほど御覧ください。

以上の内容について関係課を確認し、内容に問題がないことから教育長が臨時に代理し、2 月 24 日付で同意する旨、回答してございます。

説明は以上でございます。御承認のほどよろしくお願いいたします。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 御説明ありがとうございました。「学びの変革推進事業」の中の一人 1 台端末を財源として積み立てていくというのは、ここ何回かお聞きしたのでよく理解しているのですが、もう一つの「高等学校教育改革推進事業」として拠点の創出に向けて 6,000 万円の基金、国庫を積み立てるといのは具体的にどんなものか教えてください。

小野高校教育指導課長： この 6,000 万につきまして、まず、この内定を受けた学校は事務費として活用するも

ので、国からの申請に対する採択が行われるまでの間の事務関係の費用として、これから進められる契約等に使用されるものでございます。

志々田委員： それは、もう内定が下りているということでしょうか。

小野高校教育指導課長： 3月末までのところで内定が下りています。

志々田委員： ということは、もし内定が決まった場合には必要になるお金なので、今ここで積み立てておこうという理解の仕方でもいいでしょうか。

小野高校教育指導課長： そのとおりでございます。

志々田委員： ありがとうございます。

細川委員： 私は1ページの下から二つ目の丸「A Iを活用したグローバル人材育成のための英語教育強化事業」についてお聞きしたいのですが、モデル校ということになりますが、今モデル校は何校ぐらいあって、更なる英語教育の強化事業ということになりますと、具体的にはどんな内容で事業が展開されるのか教えていただければと思います。

小野高校教育指導課長： 英語教育強化事業でございますけれども、元々の事業の目的ですが、英語教育の強化に向けまして生徒の英語を活用する機会の増加等を図るために、教員や外国語指導助手の指導とA I活用との効果的な組合せを研究することでございます。これは次期学習指導要領の内容にも関わってくるところでございます。本県においては今、高等学校の方でも4校をモデル校に指定して取組を進めているところでございます。それぞれの学校が家庭学習や授業中、あるいはその後の様々な校内のイベントに向けてA Iを効果的に活用することによって、英語を使って自分の考え等を表現していく力を高めていきたいということが大きな狙いでございます。

細川委員： モデル校4校とお聞きしたのですが、どこの学校も英語教育を強化したいということは思っておられるのではないかと思います。他校への展開というのは、大体何年度ぐらいからになる予定なのでしょうか。

小野高校教育指導課長： 高等学校の場合で申しますと、既に令和7年度取組において、成果として他校に、又は県内に普及したいという内容については、既に様々な研修の機会を通じて普及を図っているところでございます。直近で言いますと、実践合同発表会、これは県内の国公私立の様々な学校が集まって、それぞれの研究内容を発表し合う会でございますが、その中でもそれぞれの学校の取組を普及するという形で、今、県で進めているところでございます。

細川委員： ありがとうございます。

松尾義務教育指導課長： 中学校におきましても、今年度から様々な研修の機会を通じて成果については普及しております。来年度もオンラインで全ての学校が参加できるような体制で広める普及の場を用意しておりますので、いろいろな機会を通じて広げていきたいと思っております。

細川委員： よろしく願いいたします。

篠田教育長： ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で本件の審議を終わりたいと思います。

それでは、採決に移ります。

議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

篠田教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

報告・協議 1 「広島県いじめ防止基本方針」の改定について

篠田教育長： それでは続きまして、報告・協議 1、広島県いじめ防止基本方針の改定について、沖本豊かな心と身体育成課長、説明をお願いします。

沖本豊かな心と身体育成課長： それでは、「広島県いじめ防止基本方針の改定について」、御説明をさせていただきます。

資料1ページのたて3を御覧ください。本県においては、いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成26年3月に広島県いじめ防止基本方針を策定をし、いじめ防止対策の基本的な考え方や学校における取組、いじめの重大事態への対応などを方針に基づき取組を進めてきたところでございます。こうした中で、方針の策定から10年以上が経過をし、

法の理解や積極的認知が進んできている一方で、児童生徒が発するSOSへの初動対応の遅れや組織的な対応の不十分などを要因として、いじめの重大事態は増加傾向にございます。こうした状況から、これまでの取組に加え、いじめの未然防止や対応等に係る取組のさらなる改善充実と一層の組織的な対応の徹底を図る必要があると考え、国のガイドラインやいじめ等に関連する国の方針などを参酌をし、安全・安心な学校づくりの確かな推進と生徒指導上の諸課題に係る未然防止のさらなる充実に向けて、現行の基本方針を改定することといたしました。

なお、今申し上げた改定することとした現状の課題、背景等につきましては、本体の「はじめに」の欄に記載をさせていただきました。

資料1 ページのたて4を御覧ください。このたびの改定におきましては、記載している3点を改定の柱として県全域で取組を推進してまいります。

1点目は、児童生徒の成長と発達を支える確かな生徒指導の推進。2点目は、いじめ防止委員会の機能化。3点目は、いじめの重大事態への適切な対応と学校における平時からの備えでございます。この改定の柱である3点を重ね合わせ、より確かな取組とするため「3本の矢」と表現をし、重点的に取組を推進してまいりたいと考えております。

資料3のイラスト資料を御覧いただければと思います。お手元のイラスト資料でございますが、基本方針とともに県内の全ての学校、国公私立・各市町や関係機関等へポスターとして配布をする予定でございます。この資料は、職員室などの常に教職員の目に触れる場所に掲示することで、児童生徒の表情や態度といった、いつもの違いや変化に気づくことがいじめの未然防止や早期発見・早期対応につながることを。さらには、気づきを校内のいじめ防止委員会につなぎ、しっかりと情報共有され、いじめが見逃されることなく、組織的な対応が機能することを目的としております。この資料については、いじめ対応の基本を記載したものでございますが、その基本を徹底することがまずもって重要と考え、職員室等に掲示してもらうことを意図して作成をしたものでございます。

なお、より詳しい内容を記載した資料につきましても現在作成をしているところであり、年度当初からの研修等で配付できるよう準備をしてまいりたいというふうに考えております。

戻りまして、資料1 ページのたて5でございます。公表でございますが、この後準備ができ次第、ホームページへの掲載や各市町・学校等へ通知をし、新年度には研修等を通じて対応の徹底が図られるよう努めてまいります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

中村委員： 御説明ありがとうございます。10年と少しぶりに改定するということですが、やはり改定するに当たっては現状認識が大事だと思います。そこについては改定の理由のところにも書いてあるわけですが、前回の基本方針策定以降、いじめの認知件数は増えてきているわけですが、去年の11月の定例会にて御報告いただきたいいじめの認知件数を見ても増えていきます。ただ、1,000人当たりの認知件数を全国の数字と比べると、やはり半分ぐらいの数字順だと思います。この点について、どういう認識をされているかということ、まずお聞かせいただければと思います。

神本豊かな心と体育育成課長： 御指摘のように、本県の認知件数は増えてきている状況でございます。これは、法の定義、趣旨といったものが浸透してきていると肯定的に捉えられるかと考えております。一方で、全国と比べると約半数程度の認知件数になっているところでございます。この点については今回の改定、先ほど申し上げたとおり、生徒の日頃からの変化、小さな変化、そういったものに各教員がそれを感知し、それを組織として共有し、それに早期発見・早期対応していく。その流れの中で、まだ改善すべき点があるのではないかと捉えているところでございます。

中村委員： 是非、今回「いじめ見逃しゼロ」を追加したということでもありますので、今、御説明いただいたような方針で、しっかり対応していただきたいと思っております。

いじめが発生してからの対策についてはそういったことになると思うのですが、そもそも未然防止ということで何ができるんだろうと、この議案を見ながら考えたのですけれども、ここに書いてあること以上に、中々抜本的な何かがあるのかどうかというのは考えるところですが、一つは小学校に上がる前から子供が早熟になつてくるようなこともあるかもしれませんし、そもそもいじめというのは小学校に入る前からその芽は起きてくるような気がしますし、共感的人間関係の育成とか、ここに書いてあるようなことを今より少し早く教えていくということも重要なのかと見ながら思ったのですけれども、教

育委員会のできる、できないの限界はあるのかもしれませんが、そういったところについてはいかがでしょうか。

沖本量かな心と身体育成課長： 御指摘のように、幼児期の教育においても発達段階に応じまして、幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ち、こういったものを持って行動できるように対応していく、指導していく必要があると考えておりますので、今回のいじめ防止基本方針は、環境県民局などの関係部局、関係部署、福祉部門と連携をして案を策定したものでございますので、そういった幼児期の教育に携わる機関にも届くように周知を図ってきたいと考えております。

中村委員： よろしく申し上げます。

篠田教育長： 課長の説明に補足しますと、認知件数の関係でいうと確かに半分ぐらいなのですが、認知のきっかけが、学校の関係者が認知したものと、学校以外からの報告・お知らせで認知したものであるというのが、全国でいうと学校の関係者が知るケースが6、学校以外が4なのです。広島県の場合ですと、それが逆になっていて、学校関係者から見つけて対応するのが4、学校以外の方・外からのお問合せが6なので逆転しているということがあって、そこで見逃されているいじめがあるのではないかと、ひょっとして早期発見すれば、より早期の対応で適切になったのではないかと意識もしっかり学校に持っていただくということで、こういった資料を作成しております。

中村委員： 分かりました。ありがとうございます。

志々田委員： 先生方の認知件数を増やしていこうとされているということで、そのときに一人で対応するのではなく、組織として対応してもらえんかということをしかりと学校の先生方にお伝えするための啓発の資料と、また、この計画の改正ということだと理解して、それはとても大事なことだと思って聞いてました。その一つが、やはりこれは学校長も含めてですけれども、自分たちの学校だけで何とかできるのかといったときに、そうではないことというものがたくさんあると思います。例えば、資料の17ページに書いてありますけれども、SNSの事案とかひどい暴力を伴うものとか誹謗中傷、こういった、私たちが通常の子供のいじめで想定している範囲を超えた事態というのも昨今、全国で起こっており、この間も高校生の動画の流出がありましたし、性的ないじめも含めて起こっております。そうしたこれまでの学校の常識ではうまく対応できないものについて、全部警察にお任せするというわけではなくて、警察の方と一緒にどうしたらいいのか。この間も公安委員会の皆さんと意見交換させていただきましたけれども、やはり警察も捕まえようとか取り締まろうと言っているんじゃないかと、青少年の健全な育成のために学校と連携して何かできないかということを考えてくださっているのをお聞きして、とても心強いと思ったので、やはり通報するというよりはふだんから相談を親密にできたり、その相談も何か重篤な案件だから相談するのではなくて気軽に「こういうおそれがある」とか、「こんなうわさを聞いたが、どう確認したら良いか」などのような、ふだんから警察の知見を持った方と学校が意見交換をしたり、気軽に相談できたりするような体制というのは、県内の学校それぞれに持っておられるものなのでしょうか。

沖本量かな心と身体育成課長： 当然、我々教育委員会としては、警察の少年対策課を始め、関係する警察部署とは日頃から情報共有をすることとしています。教育委員会と警察本部で、組織的に必要な情報共有をしながら、丁寧に子供たちに対応していこうという意識統一は図られています。各学校において、そういった関係機関と情報共有を図ることについては、そこは学校によって対応に温度差があるというのも事実としてあるかと思っています。そこで、今回のいじめ防止基本方針の中で、特に学校における平時からの備えという項目を追加させていただきました。その中で、学校の設置者等との連携という項目を立てて、当然ながら設置者である我々教育委員会、市町教育委員会と学校の設置者が連携を緊密に行うということと同時に、平時から警察や福祉など、そういった関係機関と連携を緊密に、何か事が起こって初めて連携するのではなくて、日頃から連携をするようにということで、あえて文言にして、今回のいじめ方針にも加えさせていただいたところでございます。

志々田委員： そうした日頃のネットワークという意味では、学校運営協議会のような組織として、正式な委員としてお入りいただくのか、オブザーバーとしてお話を聞く機会を設けるのか、いろんなやり方はあるかと思いますが、やはり子供たちの安心・安全を守ってくださる方たちとの日頃のネットワークが重要です。私が知っている東京都のある区の学校では、警察の交番の方が見回りをする巡回箇所の一つとして学校に寄ってくださっていて、子供たちには警察官の方の制服というのは大好評なようで、子供たちがお休みの時間だと飛びつくように行ってお話できたりなどしています。まちの安心・安全

と学校の安心・安全が地続きになれるような、そういう関係性ができると良いと思っていたので、是非ともそうした、通報するのではなく相談からというところを、是非研修などで強調していただければと思います。以上です。

小田原委員： 説明ありがとうございます。いじめ防止委員会について教えていただきたいのですが、これは各学校に常設の組織として設置されるということで間違いはないでしょうか。

沖本豊かな心と身育成課長： おっしゃるとおり、これは学校に常設として設けているものでございます。

小田原委員： 資料の14ページで、必要に応じて審議は各種の専門家とか弁護士・医師・警察官などの外部の方の参加をお願いするというような記載になっているのですが、平時は誰がこの委員会の構成員になるのでしょうか。

沖本豊かな心と身育成課長： 平時につきましては学校管理職、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、担任等です。学校の職員で、各事案に対しての共有などを図るということです。

小田原委員： そうなると、今までも担任であったりとか生徒指導の先生方がいじめの報告とかを受けていたと思うのですが、これまでと具体的に何が変わっていくのでしょうか。

沖本豊かな心と身育成課長： 補足させていただきますと、そこにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった者が入る場合もございます。その上で必要に応じて教育委員会の方から、この重大な事案でありますとか、その助言をするために福祉の専門家、医療の専門家、あるいは弁護士の方々に我々が協力をお願いして学校に行っていただくという体制は教育委員会として組んでいます。必要に応じて、学校のいじめ防止委員会に派遣するという体制を整えているということでございます。

小田原委員： 今までは、そういう体制がなかったということでもいいのですか。

沖本豊かな心と身育成課長： 申し訳ありません。今までも同様の体制はございました。平成26年にいじめ防止委員会の、現行の方針を定めたときにも、各学校にいじめ防止委員会を設置すると定めております。変わったところは、現行の方針はいじめ防止委員会を設置するだけ記載があります。今回の改定後の方針案では、そのいじめ防止委員会の目的であるとか役割、それからいじめ防止委員会を機能化するためにどういったことが効果的か、そういったことをこれまでも研修等では行っていた内容を、具体的に方針にも明記をさせていただいたということが今回の改定の大きな内容だと思っています。

小田原委員： 分かりました。ありがとうございます。だから具体化して、ここに明記することによって、より意識づけを高めていくというような効果が認められるということでしょうか。

沖本豊かな心と身育成課長： おっしゃるとおり、方針の中に具体的に明記することによって、より組織的な対応というものを各学校に意識してもらって定着していく。それが重要だと思っています。

小田原委員： 分かりました。ありがとうございます。

篠田教育長： 非常に重要な御指摘で、ともすれば今一部の学校で形骸化しているのではないかと思われるようなこともあって、組織としてはあるのですが、いじめの報告とか認知をするに当たって、いじめ防止委員会が開かれていないのではないかとということもあります。そういったことであると、せっかく作っていても全く機能してないとなり、それでは意味が無いということで、改めて役割・機能というのをしっかり明確にした上で、この方針に基づいて、来年度しっかり意識づけと研修と、その機能化を図っていくことができるというところで、しっかりやってきたいというところであります。非常に重要な御指摘ありがとうございます。

河田委員： お二人の質問と似たような観点なのですが、いわゆる福祉の専門家であるとか医師とか警察とか、そういう学校以外での対応というのは非常に大事だと思うのですが、その中でスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーというのが一番身近というか、重要な位置づけではないかと思うのです。スクールカウンセラーというのは私の記憶が正しければ、大体学校に必ず1人はいらっしゃる。対してスクールソーシャルワーカーというのは、多分各校にはいない。スクールソーシャルワーカーというのが非常に重要なイメージが私はあるのですが、実際今どれぐらいの人がいて、どういう役割で、もっとこのいじめ委員会の中で重要な位置にあればいいんじゃないかというイメージがあるのですが、このスクールソーシャルワーカーについての考え方と、今後どうしたいかという話を聞かせていただければと思います。

沖本豊かな心と身育成課長： スクールソーシャルワーカーにつきましては、県立学校については拠点校方式というものを取っておりまして、今年度でいえば4拠点、1名がこのエリアはそのスクールソーシャルワーカーで対応するというので、広島西エリアであるとか福山エリアであるとか、4名のスクールソーシャルワーカーが対応しているところでございます。拠点校

については、例えば、月曜日・水曜日は拠点校で勤務をして、その拠点校ごとに数校程度、巡回校というのを指定しておりまして、そこで拠点校から火曜日には行くとか、火曜日・木曜日は行くとか、残りの金曜日1日については、そのほか、巡回校以外の学校に、事案の相談や、状況に応じて訪問して対応するというような、全体的に何かしらスクールソーシャルワーカーとつなぐ形にはしておりますけれども、ただ、これが十分なのかというお話につきましては、十分とは必ずしもいえないと思っております。ですから来年度の予算要求に関しては、スクールソーシャルワーカー1名増、エリアをもう一つ作って5拠点つくりたいということで予算要求をさせていただいております。また、その後の状況については、成果とかを踏まえながら検討していきたいと思っております。

河田委員： 4拠点は少ないような気がしますので、こうやってだんだん増やしていくというのは非常に有効かなと思います。

もう1点、具体的にスクールソーシャルワーカーに上がってくる課題というのは、大体どういうものが多いのでしょうか。

神本豊かな心と身育成課長： スクールソーシャルワーカーは福祉の専門家でございますので、最も対応する頻度が高いのは、経済的な面も含めた家庭の何かしらの課題であり、それによって、当該生徒が何かしら学校生活において支障が生じている、そういったときに家庭と福祉をつないで、その子の学校生活を円滑に送れるようにしていく、その福祉への具体的なアプローチ、こういう福祉の施策がありますとか、そういったところを具体的に家庭と連携して対応していることが主たる業務かと思えます。

河田委員： そういうことであれば、結構一人一人という言い方はおかしいですけども、もう少し人数がいたほうがいいのではないかという印象を持ちました。以上です。

篠田教育長： 課長、さっき言及のあった4拠点というのは公立学校なので、小中も併せて少し補足をいただけますか。

神本豊かな心と身育成課長： すみません。県立高等学校について4拠点ということでございまして、市町立学校については、その中学校区に属する小学校も含めて中学校区、今年度につきましては51中学校区にスクールソーシャルワーカーを配置しております。ここにつきましても来年度の予算要求では、55拠点到増やしていきたいと考えております。

河田委員： 御説明ありがとうございました。

細川委員： 今回の改定は非常にしっかり考えていただいたと感じておるところであります。このイラスト3ページ一番上に、「学校全体で進める 多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようとする人間関係づくり」と書いていただいております。私は非常にここが重要であると思っております。そもそもまず、いじめが発生しない、発生させないということは、児童生徒のお互いの他者を尊重しということがあって出てくるのではないかと思います。SNSもそうであると思っておりますけれども、教職員の方がいじめの現場になかなか遭遇されないのではないかと。児童生徒が教室内とかネット上のいざこざとかからかいとか、そういうことがいじめや暴力に発展していくのではないかと思います。これを大人と児童生徒という観点と、もう一つは児童生徒同士という観点から見ていただけたらと思っております。先日、自己表現の授業である中学校へ行きましたが、いろんな生徒がいます。クラスをリードしてであろう生徒もいれば、おとなしい生徒もおりまして、そういうおとなしい生徒が仮にいじめられたときに誰が守ってやるんだと。そのクラスの中でとか、学校の中でというのを思ったときに、そういうところを見た生徒が、いじめをやっている生徒に「やめろ」ですとか、「何でそういうことするんだ」とか、いろいろ児童同士、生徒同士の関わり方というのを大切にいただけたらと思っておりますけれども、その辺のところは今回の中で、どのような位置づけになっておるのでしょうか。

神本豊かな心と身育成課長： 委員御指摘のとおり、いじめの未然防止ということで、児童生徒がいじめに向かわない態度・能力を身につけるための働きかけ、それからいじめを生じさせない環境づくり、こういったものが大切であろうと考えております。そうした観点で申し上げれば、本体の9ページに、ここに「共感的人間関係の育成」、「自己存在感の感受」、「自己決定の場の提供」、それから「安全・安心な風土の醸成」、これは現行の方針には具体的には記載をしていないところでございます。この十数年間改定をしておりますんですが、その間に国で生徒指導提要が改定されました。その中ではっきりと改めて国のほうも、この4つの視点を示して、今回県としてもこの方針を具体的に記載をさせていただいたところでございます。未然防止に向けましては、こういった視点を持って、あらゆる教育活動の中でこういう視点を持って指導していく。生徒指導の場面だけではなく、あらゆる

教育活動でこういった視点を持って子供たちに対応していく。それが重要だということ
を今回の方針の中では示させていただいたというところでございます。

細川委員： ありがとうございます。それともう一点は、7ページのたて3の(2)のところ
ですけれども、「いじめを認知した際に、学校だけで対応を抱え込むことがないよう、平
時から学校の設置者と連携を緊密に行うとともに」というところですが、管理職の方の、
これも一つの学校経営だと思えるのですけれども、例えばいじめが認知できた、それに対
していろいろ対応をされてきたというところもあると思いますが、そういったところの
管理職の方のやり方というんでしょうか、考え方というんでしょうか、それらがやはり
一律というか同じでないようなところもあるんじゃないかと思うのです。というのが、
仮にいじめを認知して、双方にいろいろ対応したとしても、それが不十分であって、そ
れに対して、例えば県立学校だったら県教育委員会と連携が緊密に取れてなかったとし
たときに、当事者・保護者や地域の方を含めて不信感を持たれたり、信用とか信頼が揺
らぐようなことがあって大きな問題になるような気がするのです。そういったところを、
県教育委員会としては、この「設置者と連携を緊密に行う」というところを、どうい
うふうにすれば現場と設置者、教育委員会がうまく連携していけるのだろうかという
ところを不安に思うところがあるのですけれども、そういったところは具体的に説明する
のは難しいかもしれないのですけれども、何かお考えがあれば教えていただければと思
います。

神本豊かな心と身体育成課長： 御指摘のように、校長によって様々、県教委との連携とそのやり方についても、いろ
いろ温度差があるところはあるのではないかと思います。我々としては、学校から毎月
の生徒指導上の諸課題の状況というのを報告をさせております。その内容を見て、ちょ
っとここは気になるなということがあれば、こちらから学校に対してアプローチをして
連携をして、状況がどうなのか、何か対応として足りないことはないのか、そういった
対応をしているところがございます。今回そういう意味で設置者との緊密な連携という
ことを文言にして書かせていただきました。それをしっかり校長にも意識してもらいた
い、我々も緊密な連携に努めていきたいと考えております。

細川委員： よろしくお願ひいたします。

中村委員： このカラーのイラストを見ていて、どうしても気になったので教えていただきたいの
ですが、「本人が苦痛を感じていたらいじめです」ということで、全くそのとおりだと
思うのですが、本人がまだ苦痛を感じていないとか、本人が気づいていないけれども客
観的にもういじめになっているケースということがあり得ると思うのですが、そうい
ったものも当然認知していくということと合ってますか。そういう体制になっているかど
うかを教えてください。

神本豊かな心と身体育成課長： おっしゃられるとおり、その本人の受け止めは重要で、一番大事な要素ではございま
すけれども、外形的・客観的に見て、これがいじめに該当するかどうかというのは、学
校において組織的に情報共有して判断されるということであろうと思っています。

中村委員： 被害者に当たる本人が否定しているから違うということに形式的にならないように、
是非お願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

篠田教育長： ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

(13:52)

篠田教育長： それでは続きまして、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので、
傍聴の方は御退席をお願いいたします。

【非公開議題】

第1号議案 教職員人事について

県西部公立小学校スクール・サポート・スタッフの行った信用失墜行為に係る人事措置（減給10分の
1 6月）について、審議の結果、賛成多数により原案のとおり可決した。

第2号議案 広島県教育委員会規則の一部改正について

広島県教育委員会規則の一部改正について、審議の結果、全員賛成により原案のとおり可決した。

第3号議案 教職員人事について

事務局及び学校等の定期人事異動について、審議の結果、全員賛成により原案のとおり可決した。

(15 : 05)

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和8年3月26日(金) 13:00開会

14:40閉会

1 出席者

| | |
|-------|-------------|
| 教 育 長 | 篠 田 智 志 |
| 委 員 | 細 川 喜 一 郎 |
| | 志 々 田 ま な み |
| | 小 田 原 希 美 |
| | 河 田 一 実 |

2 欠席者

| | |
|-----|---------|
| 委 員 | 中 村 一 朗 |
|-----|---------|

3 出席職員

| | |
|----------------------|-----------|
| 教 育 次 長 | 江 原 透 |
| 管 理 部 長 | 糸 崎 誠 二 |
| 学びの変革推進部長 | 阿 部 由 貴 子 |
| 乳幼児教育・生涯学習担当部長(兼) 参与 | 重 森 栄 理 |
| 総 務 課 長 | 永 井 匠 |
| 秘 書 広 報 室 長 | 竹 森 潤 一 |
| 教 職 員 課 長 | 藤 井 典 之 |
| 文 化 財 課 長 | 坂 光 秀 和 |
| 学 校 経 営 課 長 | 浜 岡 哲 也 |
| 義 務 教 育 指 導 課 長 | 松 尾 真 理 |
| 高 校 教 育 指 導 課 長 | 小 野 裕 之 |
| 豊かな心と身体育成課長 | 沖 本 勝 豊 |
| 特 別 支 援 教 育 課 長 | 林 香 |

審議案件一覧

- | | |
|-----------|--|
| 第 1 号 議 案 | 公益信託に係る法律の改正に伴う広島県教育委員会規則の一部改正について |
| 第 2 号 議 案 | 人材育成の基本方針の改定について |
| 第 3 号 議 案 | 指導が不適切である教諭等の認定の手續、指導改善研修の実施等に関する規則の一部改正について |
| 第 4 号 議 案 | 教職員人事について |
| 第 5 号 議 案 | 広島県銃砲刀剣類登録審査委員の任命について |
| 第 6 号 議 案 | 「広島県学校教育情報化推進計画」の策定について |
| 第 7 号 議 案 | 令和 8 年度広島県教科用図書選定審議会委員の任命について |

公 開 審 議 案 件

| | | | 頁 |
|-------|------------|--|---|
| 日程第 1 | 会議録署名者について | | 1 |
| 日程第 2 | 第 1 号 議 案 | 公益信託に係る法律の改正に伴う広島県教育委員会規則の一部改正について | 1 |
| 日程第 3 | 第 2 号 議 案 | 人材育成の基本方針の改定について | 2 |
| 日程第 4 | 第 3 号 議 案 | 指導が不適切である教諭等の認定の手続、指導改善研修の実施等に関する規則の一部改正について | 5 |
| 日程第 5 | 第 6 号 議 案 | 「広島県学校教育情報化推進計画」の策定について | 7 |

篠田教育長： それでは、ただいまから本日の会議を開きます。
直ちに日程に入ります。
まず、会議録署名者の件ですが、本件は、会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。
会議録署名者として、志々田委員、小田原委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いします。ありがとうございます。
本日の会議議題はお手元のとおりです。
議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

細川委員： 第4号議案は個別の人事に関する案件であり、第5号議案及び第7号議案は委員の選任に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

篠田教育長： ほかに御意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

(な し)

篠田教育長： それでは、ただいまの細川委員の発議について採決いたします。
第4号議案の教職員人事について、第5号議案の広島県銃砲刀剣類登録審査委員の任命について、第7号議案の令和8年度広島県教科用図書選定審議会委員の任命について、これらについて公開しないということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

篠田教育長： 全員賛成と認めます。
従いまして、本日の議題は、第4号、第5号議案及び第7号議案を公開しないで審議することといたします。

第1号議案 公益信託に係る法律の改正に伴う広島県教育委員会規則の一部改正について

篠田教育長： それでは、第1号議案、公益信託に係る法律の改正に伴う広島県教育委員会規則の一部改正について、永井総務課長、説明をお願いします。

永井総務課長： それでは、私からは、第1号議案、公益信託に係る法律の改正に伴う広島県教育委員会規則の一部改正について御説明をいたします。

まず、公益信託とは、委託者である個人又は法人が一定の財産を受託者である信託銀行等へ信託し、その財産を用いて、教育、学術、福祉などの公益の目的とする事業を実施する制度でございます。県教育委員会がこれまで許可、監督を行ってきた公益信託には、例えば能力、意欲はありながら経済的理由のみにより大学進学を断念せざるを得ない生徒に対する奨学金の給付などといった事業がございます。

それでは、議案について御説明をいたします。

本議案は、1、提案の趣旨のとおり、公益信託に関する法律の施行に伴い、令和8年4月1日から公益信託に係る許可、監督制が、行政庁、具体的には都道府県知事に移行されることを踏まえ、教育委員会規則等の改廃について整備するものでございます。本件においては、これまで知事又は教育委員会において、それぞれが公益信託に関する許可、監督を行ってきたところですが、今後は知事部局において一元的に許可、監督を行うように制度改正されます。この制度改正に伴い、広島県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止するとともに、その他の規則等についても、公益信託に関する規定を削除する必要があることから、規則等の改正を行うものでございます。

なお、これらの規則等の廃止又は改正の施行期日は、公益信託に関する法律の施行日である令和8年4月1日でございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 御説明ありがとうございました。法律全体の制度が変わるのに伴って広島県もそろえていくということで、これからは知事部局が一元的に管理をしてくれるようになるということなのですから、そもそも何で一元化を図ることになったのか、その経緯を教

えてください。

永井総務課長： まず、先ほども申し上げましたが、公益信託とは、契約や遺言で委託者から託された財産を用いて、受託者が委託者の思いに沿った公益活動を継続的に行う仕組みであり、この度、大正11年に制定された公益信託制度が改正された。中々、公益信託自体があまり活用されていなかったこともございまして、これまでの信託会社に加えまして、公益法人になるとかNPO法人、こういった社会的課題解決のノウハウを生かして公益信託の担い手になることができることとか、また、金銭に加えまして、不動産などの信託財産に、助成以外の公益的な発想の活動が可能となると。また、これまでばらばらであった公益信託の申請相談窓口が一元化されることによりまして、認可、監督の基準が統一になり透明化が図られるといった背景がございまして。

志々田委員： 御説明をありがとうございます。よく分かりました。こういう形で一元化して、整備をすることによって透明化を図るといのはとても大事ですし、もっといろんな形で財産を有益に使っていく仕組みに移していくということはとても大事なことで良いと思われました。ありがとうございます。

篠田教育長： ほかに御意見、御質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。
それでは、以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

篠田教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

第2号議案 人材育成の基本方針の改定について

篠田教育長： 続きまして、第2号議案、人材育成の基本方針の改定について、審議します。
それでは、人材育成の基本方針の改定について、藤井教職員課長、説明をお願いします。

藤井教職員課長： 人材育成の基本方針の改定について御説明いたします。
別紙の人材育成の基本方針概要版を御覧ください。現行の人材育成の基本方針は、平成17年3月に制定されたものですが、その後約20年間が経過し、Society 5.0時代の到来、急速なデジタル化の進展、対応する課題の複雑化、困難化等、学校を取り巻く環境は大きく変化しております。加えて、大量退職、大量採用を背景に、教員の年齢構成の若年化が進み、人材育成を取り巻く状況も変化してきております。もちろん教職員に求められる資質、能力には不易の部分もございまして、こうした状況を踏まえ、人材育成はこれまで以上に、より計画的かつ意識的に進める必要があると考えております。そのため、この度、人材育成の基本方針を改定し、教職員、学校、市町教育委員会、県教育委員会で共有し、共通認識を持って人材育成に取り組んで参りたいと考えております。

概要版の資料です。この資料は、人材育成方針の改定についての概要版としてまとめたものでございます。

1を御覧ください。人材育成の基本方針は、主体的に学び続け、資質・能力の向上を図り、子供一人一人の能力と可能性を最大限に引き出すことができる人材を育成するとしております。その上で、採用10年間は教職員がロールモデルと関わりながら多様な経験を積み重ね、まずは基礎力を身につけ、さらには指導力、専門性、学校運営に参画する力などを身につけるための重要な時期だと考えております。そのため、採用10年間の目標を、異動等に伴い環境が変わっても、チームの一員として学校運営に貢献することができる資質・能力を身につけていることとしております。

2を御覧ください。ここでは、管理職や教育委員会が人事配置、支え合い学び合う同僚性を基盤とした組織づくり、OJTや校外研修など、あらゆる場面において人材育成のためにという共通認識を持って取り組めるよう、それぞれに求められる意識や取組の方向性を明示しております。教職員がロールモデルと関わりながら多様な経験を積み重ね成長していくためには、どのような学校に異動し、校内でどんな分掌を経験するのか、

どのような先輩教職員と関わっていくのか等に関わる人事配置、校内配置が非常に重要です。そのため、教育委員会と学校に分けて、初任校の約4年間、2校目の勤務校となる約6年間、11年目以降といったような段階ごとに、人事配置、校内配置の視点を明示しております。さらに、2の表の上段の右側にありますとおり、教育委員会による校外研修の充実やOJT、校内研修の充実支援に関する取組の方向性を示しております。また、表の下段の右側にありますように、現場において効果的な人材育成を進めていくため、管理職に求められる意識、日常的な取組を記載するとともに、さらにその下になりますが、教職員本人も自身のキャリアについてビジョンを持って主体的に学び続けていくことを促すため、教職員に求められる意識、日常的な取組を示しております。これらは基本的な内容であり、新しいものではございませんが、こうした大事なことを方針として明文化することに意味があると考えており、繰り返しになりますが、学校、教育委員会がこの方針を踏まえ、共通認識を持ち、人事、研修、日常的な取組など、様々な場面で意識的に人材育成を進めて参りたいと考えております。

次のページを御覧ください。採用10年間で異動等に伴い環境が変わっても通用する人材を育成していくために、そのガイドラインとして採用から10年間で初任校、2校目と分けて、各段階について目指す姿や人事配置等の視点、現場等で積むべき経験についてまとめております。ここでお示ししているものは教諭、講師のものですが、本文というか冊子の中では養護教諭、栄養教諭、事務職員のものも掲載しております。現場の管理職の皆様には研修などの場面はもとより、日常的な指導の場面においても御活用いただけるものと思っております。

概要の説明としては以上でございます。

別途配付しております人材育成の基本方針の本体のほうですけれども、これにつきまして、先ほど説明させていただいている内容を踏まえて、必要な内容を整理させていただいているところでございます。また、今回の改正に合わせて、広島県教員等資質向上指標を整理し、掲載しております。令和7年2月の公立の小学校等の校長及び教員としての資質向上に関する指標の策定に関する方針の一部改定に伴うもので、令和3年度以来の改定となります。この指標の改定に当たっては、昨年10月以降、広島大学教職大学院と事務局職員によるワーキング会議において議論を重ね、原案を作成した後、市町教育委員会代表や校長会代表、大学関係者代表や事務局職員で構成する広島県教員等資質向上協議会において議論していただいております。今回の改定の大きなポイントは、全ての職に学び続ける姿勢の区分を設定したことです。教職生活を通じて、子供一人一人の能力と可能性を最大限に引き出すために、常に主体的に学び続ける姿勢が重要であることを明示し、職や教職経験年数にかかわらず、最新の知識、スキルを習得したり、経験から得た学びを共有したりするなど、学び続けようとする教員集団が形成されることを目指すものです。そのほか、管理職につきましては、学校経営の方向性の明確化、教育活動の質の向上、教職員の資質向上、組織力の強化、地域との連携強化について、より分かりやすく示すこととしました。また、教諭、講師等につきましては、幼児、児童生徒一人一人の実態に応じた指導の充実、教育活動全体の視点での教員指導力の向上、そして学校組織の一員としての意識の醸成について明示しております。今回の改定を機会とし、本指標が教員の資質の向上を図る際の目安として効果的に活用されるよう、今後、管理職研修や指定研修など様々な研修等を通じて、趣旨や活用方法について周知し、理解を図って参りたいと思っております。

また、ページは戻りますが、20ページ以降には、求められる教職員像や教職員に期待される役割と具体的な行動例を示しています。こうした既存の内容についても、近年の学校教育を取り巻く環境の変化を踏まえて、一部記載を見直しておるところでございます。

最後になりますが、子供たちの教育環境の充実の成否は教職員の資質・能力の向上にかかっています。県教育委員会、市町教育委員会、学校が方針について共通認識を持ち、一致団結して教職員が経験を積み重ね、互いに支え合い学び合いながら成長していくことができるような人材育成を、計画的、意識的に進めて参りたいと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 説明ありがとうございました。基本的なことですけれども、この基本方針というのは元々作成されてたものがあるんでしょうか。

藤井教職員課長： 平成17年3月に人材育成方針及び求められる教職員像ということで制定しております。

そのときの人材育成の基本方針としては、新たな教育県広島の創造に向け、教職員一人一人の能力と意欲の向上を図り、学校の教育力を高める人材を育成するとしたものでございましたが、時代も流れ、この度の改定に至ったものでございます。

志々田委員： では、平成17年からだと20年ぶりぐらいの改定になるのかと思うのですけれども、この議論を色んな方に関わっていただいたと先ほど御説明があったと思うのですが、具体的に20年前と今と比べて何がどう変わるからこの方針を変えなければならないという議論になったのか、幾つかトピックスを教えていただければと思うのですが、どんな議題が出たんでしょうか。

藤井教職員課長： まず、教師をめぐる状況の変化といたしましては、近年の大量退職、大量採用に伴って、相対的に若手の割合が増加しているという教職員の集団の構造の変化、そして現場においても、今までの教職員間での知識や技術の伝達というのはありましたけれども、さらに業務が長期間に及ぶなどの、まだ解決に至っていない部分もございます。そういった働き方改革の部分を踏まえながら改定に至ったものでございます。

志々田委員： ありがとうございます。とても大事な方針だと思いますし、これをベースにおそらく教育センター等では様々な研修が組まれることになるだろうと思います。もちろん、このままこれを長年使っていくことになるだろうと思うのですけれども、技術の発展もそうですし、ニーズの多様化というのも、スピードがすごく速くなっているんで、20年に一度の改正では、多分この先間に合っていないだろうと思うので、是非、定期的に変えていっていただきたいと思いますし、そういう議論を大学や地域や様々な産業界も含めて議論を続けていただければと思っています。

一式を見させていただくと、いわゆる古典的というか、オーソドックスなもので、目新しさがあればいいとは思いませんけれども、「こういうところが新しい」などというところが少ないかと。もう一工夫欲しいと思っていたりもします。今日、午前中に総合教育会議の中でも話し合われていたように、やはり新たな時代に必要な教育をつくり出していく作り手としての教員、担い手としての教員というのは、とてもよく伝達をし、学校の中でOJTをし、教育センターに行って専門的なことを教えてもらうというところなのですが、多分それは担い手として今までやってきたことをどう引き継いでいくのかということだと思うのですが、これから先はどう教育を開発していくかという、作り手としての教職員の在り方というものもここに入っていくべきなんじゃないかと思ったりするので、ここは急に作れることではないと思うので、やはり定期的に見直しや議論を深めていただいて、広島県の教職員、広島らしい教職員の在り方みたいなのも今後も検討していただければということ強く思いました。以上、意見です。

細川委員： 御説明ありがとうございます。人材育成の基本方針について、非常に重要な点を御説明いただいたと思っております。概要版の2のところの下の教育委員会と学校とありますが、学校については、やはり現場の方がどういうお困りごとがあるかとか、どういう人材育成をしようとか、人材育成をする上でのいろいろな課題のようなものをお感じになられると思うのです。それを教育委員会の方でしっかり把握をしていただいて、何が困りごとなのかとか、どのように解決するのかということがないと、基本方針に定めても中々現場が思うように人が動かない、動かすことができないということがあるんじゃないかということを思います。その辺のところ、採用から10年したらどうするかという内容を定めるというのもあるのですが、最初の初任校の4年ぐらいで、大体管理職の方がこの教員はどういう特性、技術、技能があるのかいろいろ分かっていると思うのです。そういったところもしっかり把握していただいて、人材育成をどのようにすべきかというのをしっかり捉えていただきたいということを思います。採用したときにはよく分かってない部分もあるかもしれません。成績であるとかいろいろな面接であるとかというところでは把握できても、実際現場に出してみたら、思ったよりよく指導してくださるという方もいらっしゃるし、もう少しやっていただきたいという方もいらっしゃると思うのです。やっぱりその辺のところ、色んなことがあると思うのですけれども、そこをしっかりと把握していただきたいと思うのですが、その辺のところの試験といましようか、そういうことはどういうようなお考えになっているんでしょうか。

藤井教職員課長： 今回の改定の中ではポイントにもなるかと思いますが、これまでの人材育成の基本方針も、さらに10年、採用からの4年、2校目の6年というのが、ある程度期間を区切ったステップを明確化したということです。しかし、それを時代の流れにおいて、これは10年でさらに早い段階での見直しが必要になるのではないということも分かり

ます。また、実際に学校現場で育成する中で、やはり困りごとというのはしっかり教育委員会も吸い上げながら取り組むべきと改めて思っております。

細川委員： よろしくお願ひします。

小田原委員： 指針の中に期待される役割と具体的な行動例ってあったりとか、資質向上の指標など細かい点が結構書いてあるのですけれども、これは先生をこれに基づいて評価をするという趣旨でつけているんでしょうか。また、これをつくることによって、先生にこれらができる、できてないというフィードバックがあったりするんでしょうか。お願ひします。

藤井教職員課長： 人事評価との兼ね合いがありますけれども、評価の観点としてはそれも大ざっぱなところにあります。ただ、面談の中でこういったものを整理しながら、具体的な行動事例とかを示してあげることによって職員もイメージしやすく、モデルとなるような先輩方等と自分のイメージを重ねることができるかと思っております。

小田原委員： 分かりました。結構細かく書いてあると思ったので、そういうところで活用してもらったと思います。以上です。

河田委員： 午前中に大綱を見せていただきましたが、大綱で時代に合ったことがたくさん書いてあったので、そこをもう少し入れていただければと思います。デジタルも書いてはあるのですけれども、大綱の方は結構デジタルに関する記載が大きくありますが、こちらの方は何か少し記載が弱いという感覚があります。先ほど午前中に言わせてもらったのですけれども、地域等との関わり方について先生方にも育成してほしいと思います。後ろに出ている個々の行動についてはそういう部分も書いてあるのですけれども、概要のところにもそういう内容が何かあったらいいかと思ひます。これは意見なのですけれども、大綱で伝わるメッセージと少し違うところがあるような気がするので、全て合わせることは難しいんだろと思ひますけれども、そこを合わせていただければ、両方を並行して眺めてみて、一致している、同じ方向に行っているとなれば良いかと思ひました。

藤井教職員課長： 午前中の総合教育会議の会の中では、教育の大綱は「こういった子供たちを育てていきたい」という内容で、こちらの方はそれを育てる教員側の方の資質向上という面についての両輪ということで間違いないと思ひます。委員がおっしゃいましたように、すぐ時代の流れを見ながら、時を見てそのように改定していくべきだと思ひました。

篠田教育長： ほかに御意見、御質問等いかがでしょうか。よろしいですか。

ただいま委員各位からも御意見いただきましたが、人材育成は非常に大事なことです。しっかり時代の変化も見据えながら、しっかり取り組んでいけるように。これまでいろんな先輩方の経験でもってやってきた部分も、ある意味、言語化した部分がありますので、しっかり共有しながら取り組んでいきたいと思ひます。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

議案に賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

篠田教育長： 全員賛成でございます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

第3号議案 指導が不適切である教諭等の認定の手續、指導改善研修の実施等に関する規則の一部改正について

て

篠田教育長： 続きまして、第3号議案、指導が不適切である教諭等の認定の手續、指導改善研修の実施等に関する規則の一部改正について、藤井教職員課長、説明をお願いします。

藤井教職員課長： 第3号議案、指導が不適切である教諭等の認定の手續、指導改善研修の実施等に関する規則の一部改正について説明いたします。

教育公務員特例法では、指導が不適切であると認定した教諭等に対して、指導改善研修を実施しなければならないことが規定されております。この認定の手續に関わって必要な事項は教育委員会規則で定めることとなっております。令和7年6月、公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法の改正がなされ、

指導改善研修被認定者には教職調整額を支給しないこととされました。あわせて、教職調整額を支給しない被認定者は、教育公務員特例法第25条の指導が不適切である教諭等の認定日から指導の改善の程度に関する、改善の見極めをする日ですが、認定までの間にあるものとの中で定義をされたものでございます。それで、それに伴い文部科学省においては、指導が不適切な教員等の認定と指導改善研修の開始時期、指導改善の程度に関わる認定と指導改善研修の終了時期、これらについて整合性をちゃんと図りなさい、図るよというということでガイドラインに示されたことから、県の規定を整理するものでございます。

主な改正点は2点でございます。1点目は、3ページを御覧ください。表の下の欄の中ほどに、指導改善研修終了等の認定等について規定した第8条の第2項に、引き続き指導改善研修を受ければ児童等に対する指導を適切に行うことができるようになることと見込まれる旨の認定とありますが、国のガイドラインの改定により、この認定は、教育公務員特例法第25条の規定による「指導の改善の程度に関する認定」には該当しないとされたことから、それを改定後は削除しております。また、本規定により指導改善研修が延長された者は、さらに教職調整額を支給しないこととしております。

2点目は、同じページの表の上段、中ほどに、8条第2項の部分を御覧ください。ここでは新たな規定を追加しております。これは国のガイドラインの改定により、指導改善研修期間の途中で休職や育児休業などの承認を一定期間行った場合には、その間において指導改善研修を中止し、そして指導改善研修の程度に関する認定を行い、処分等の期間の終了後に指導が不適切である教諭等の認定をさらに改めて行うというようなことに改正をしております。いわゆる育児休業等でその期間においては教職調整額が支給の対象となるということを決めたものでございます。こういった改定を文言整理等に合わせて、この度行ったものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問及び御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 御説明ありがとうございました。とても複雑なことだということがよく分かったのですけれども、指導が不適切な指導力不足教員に関する話題が、免許更新講習制度が走っていたときにあったと思うのですけれども、その制度がなくなったことによって、まず、指導が不適切である教員にも認定とか、それから再トレーニングというのは、今どこが所管をしていて、そういう案件になっている先生が現時点で広島県内でいくと何人ぐらいいらっしゃるのかを教えてくださいませんか。

藤井教職員課長： 手続の流れにもなるかと思いますが、指導が不適切な教諭等の認定につきまして、まず服務監督権者、県立学校でいえば校長、市町教育委員会であれば市町教育委員会が、その指導の状況を把握し、任命権者、県教委に申請してもらいます。県教委は専門家からの意見等を踏まえ、指導が不適切である教諭等の認定を行います。その教諭に対して認定となれば、指導改善研修を実施します。その研修終了後、さらに指導改善の程度を見極めるような認定を行ってまいります。指導が改善したと認定できれば学校現場に復帰するし、まだ改善する余地があるとか、改善に至っていないということになれば延長、あるいは他の職への転職といったようなことも検討することになります。

具体的にこれまでの広島県の状況でまいりますと、令和元年以降、対象者はおりませんが、直近の認定でいえば、平成29年に1件認定をし、研修を行った実績がございます。以上です。

志々田委員： とてもレアなケースだということがとてもよく分かりました。先生というお仕事に就いてくださっている方だからこそ支給しているものを、指導が不適切であるという教員の判定がついている間はそうしたお給料のプラス部分を支給しないという、それが公平であるという考え方で今回こういう改正になるという理解でよろしいでしょうか。

藤井教職員課長： そのとおりでございます。

志々田委員： ありがとうございます。こういうことが平等なのかどうか私はよく分かりませんが、給特法の勉強をしてからまた御質問させていただこうと思います。ありがとうございます。

小田原委員： この制度自体が分からないのでお伺いするのですけれども、指導が不適切である教諭等というのは、どういった方が該当するのでしょうか。

藤井教職員課長： 主には児童生徒に対する指導の中では、教科指導であったり生徒指導であったり、そういった指導の部分で、懲戒処分に該当するものではないけれども不適切な内容が認定された方を対象とし、研修を行いながら教科の指導力を改善していただくものでござい

ます。

小田原委員： 具体的に何か基準とかはあるんでしょうか。

藤井教職員課長： 具体的な基準は、ある程度のそれぞれの市教委、あるいは県教委の指導主事等が授業観察に行きながら、生徒の様子などを見ながら、生徒の理解力であったり、その先生の教科の専門性であったりというものを見ております。その基準となると、まだ把握していないです。すみません。

小田原委員： 分かりました。これは例が少ないというのはもちろんいいことなのですが、だから明確な基準がないから認定されづらいという趣旨なんですか。それとも、そこに至るような人は教員にはそもそもなっていないということなのか、どうなんですか。

藤井教職員課長： 文部科学省から指導が不適切な教員に対する人事管理システムのガイドラインというものが出ておまして、この中に、まず把握の仕方につきましても一定のラインがございます。まず、校長による把握、それから教育委員会での把握というところで、申し訳ありません、何があってもどういったことができるできないといったような基準は、国の方ではある程度ガイドラインとして示してあるというのが回答となります。

小田原委員： 分かりました、大丈夫です。

篠田教育長： ほかにいかがですか。

国の方でガイドラインが示されておまして、日常的な指導が中々難しいというようなことがあって、具体的なところは、近年はあまり例がありませんが、以前はそういったところで数名の認定があって、指導改善研修を行って、教諭以外の転職というのは過去にはありましたので、今はそういったケースがないのが幸いですけれども、今回は国の法改正に伴う制度的なものの形式改正になりますけれども、先ほどの人材育成と併せて改正いたしました。

ほか、いかがですか。よろしいですか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

篠田教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

第 6 号議案 「広島県学校教育情報化推進計画」の策定について

篠田教育長： 続きまして、第 6 号議案、広島県学校教育情報化推進計画の策定について、浜岡学校経営課長、説明をお願いします。

浜岡学校経営課長： 第 6 号議案によりまして、広島県学校教育情報化推進計画の策定について御説明いたします。

資料表紙を 1 枚めくっていただいた 2 枚目が計画最終案の概要、3 枚目以降が計画最終案の本文でございます。計画最終案の概要は、計画最終案の本文をまとめたものでございます。

まず、計画策定の経緯、計画期間について説明させていただきますので、資料の 3 枚目以降の計画最終案、本文の表紙を 2 枚めくっていただいて、1、はじめにを御覧ください。本県では、広島県教育に関する大綱に基づき、基本方針、取組を整理し、本県教育のデジタル化を推進してまいりましたが、同方針の期間を令和 7 年度末までとしていたことから、今後取り組むべき施策の方向性等について本計画を定めるものでございます。

本計画は、学校教育の情報化の推進に関する法律の努力義務として、国の計画を基本に、その都道府県の区域における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画を定めるとされていることから、市町において計画を策定する際の参考としていただくものともなります。

計画期間は、技術革新のスピードなども踏まえ、令和 8 年度から令和 10 年度までの 3 年間としております。

次のページ以降の内容につきましては、資料 2 枚目の計画の概要により御説明いたし

ます。

資料2枚目の計画の概要を御覧ください。学校教育の情報化に向けて目指す姿でございますが、デジタル化を含む社会の変化が加速する中で、主体的、対話的で深い学びを促す教育を実現するためには、児童生徒と教職員がデジタル学習基盤を効果的に活用すること、また、情報活用能力の育成が重要であることに鑑み、あらゆる教育活動において、児童生徒と教職員がデジタル学習基盤を効果的に活用するなどリアルな学びをデジタルで支えることにより、児童生徒の情報モラルを含む情報活用能力を育成するとともに、主体的、対話的で深い学びを促す教育が実現していくとし、計画概要の上段にお示ししております。

次に、目指す姿の実現に向けた現状、課題でございますが、計画概要の中段に記載しておりますとおり、四つの観点ごとに整理しております。そして、これらの現状と課題に対応するための取組の基本方針について、計画概要の下段に記載しております。まず、デジタル学習基盤を活用した児童生徒の資質・能力の育成として、個別最適な学びと協働的な学びを充実させるカリキュラムマネジメント及び授業改善に取り組むことで、児童生徒の資質及び能力を育成すること、生成AI等を含む情報技術の特性の理解と合わせて、情報モラルやメディアリテラシーの育成に取り組むこと。

次に、教職員のデジタル活用指導力の向上として、主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に対応できるデジタル活用指導力の向上を図ること。市町立学校及び県立学校の教職員向け研修等を実施するとともに、校内研修の充実を図ること。

次に、デジタル学習基盤を活用するための環境整備として、一人1台端末等の着実な整備及び更新を進めるとともに、必要なネットワーク速度を確保するなどの環境づくりを推進すること。安全にデジタル学習基盤を活用できる環境を整備し、学校における情報資産の適正な取扱いと情報セキュリティの確保を図ること。

そして、デジタル活用による校務の改善として、県及び各市町が連携し、次世代校務DXに関する先進的な取組の共有や課題解決に向けた情報交換、研修などを実施すること。教職員の異動や児童生徒の転校、進学の際のデータ連携を可能とするため、統合型校務支援システムの整備を推進すること、以上を取組の方針として示しております。

最後に、これらの方針に基づいた具体的な取組等として、資料の3枚目以降の計画最終案本文におきまして、14ページから実行計画を定めております。

説明については以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 御説明ありがとうございます。こうした推進計画に基づいてしっかりと推進されていく仕組みになっているというのはいいことだと思ってお聞きしていたのですが、この中に「情報化」と「デジタル化」という言葉と、両方使われているのですけれども、これは一緒のものとして使っておられるのですか。それとも何か違う定義で使っておられるのでしょうか。

浜岡学校経営課長： 基本的にはデジタル学習基盤を効果的に活用するっていうようなことが今回のメインでございますので、基本的には「デジタル化」という言葉で使用しているところでございます。「情報化」との使い分けという意味では、特にそこに違いはございません。

志々田委員： 私は中身については、今求められているデジタルの話がデジタル学習コンテンツの話だとか生徒の話なので、中身として何かおかしいと思ったところがあるわけではないのですが、学校教育情報化というのと学校教育デジタル化は、イメージするところについて、「情報化」は決して「デジタル化」とイコールじゃないような気がするのですけれども、これは国でもこのように混ぜこぜで使っているのでしょうか。

浜岡学校経営課長： 基本的には今回は国の計画の見直しに基づいて県の計画を改めるものでございます。今回の午前中審議いただきました、広島県教育に関する大綱も踏まえて、今回の広島県版としての計画を策定しており、国の文部科学省が示している計画をベースにしたものでございます。「情報化」と「デジタル化」に係る志々田委員の御指摘のところについて、はっきりとその区別についてそういった形で把握しておりませんでしたけれども、意味は基本的には同じということで理解しております。

志々田委員： 情報化というと、情報を使っているいろいろな形で整備をしていくために、いろいろなものを集め、しっかりと分析して、学校で有効にデータや情報を活用しながら教育を考えていきたいと思いますということと、例えばタブレットPCのように、アナログだったものをデジタルに移すということで、イメージが（混ざっているように思います）。「情報化」というのは全部がデジタルではないような気がするのです。情報をうまく活用しながら

いろんなことができるというのも「情報化」の一つということをイメージしたので、どう違うのかをお聞きしましたけれども、今回の計画はあくまでもそういうICT機器を使いながら、学校の校務改善や授業改善をしようということも「情報化」と呼んでいると理解しましたので、分かりました。ありがとうございます、すみません。

河田委員： 二つ前の議案の人材育成の中で、デジタル化とかAIについて少ないんじゃないかと思ったのですが、この計画にまとめて定められており、教職員の実態と活用、指導力の向上ということで、後ろのページにも具体的に幾つか書いてありましたので、これに従って（教員を）育成していただければいいんじゃないかと思いました。

細川委員： 御説明ありがとうございます。二つほどお伺いしたいのですが、まず最初に、概要の下の基本方針の囲みの右から二つ目の上、「一人1台端末の着実な整備及び更新を進め」の後なので、必要なネットワーク速度を確保するという点について、これは非常に重要なことだと思うのですが、ネットワークの速度については確保できていない学校とかが現在まだあるのでしょうか。また、もう一つ左の「教職員のデジタル活用指導力の向上」の中の上に記載のある「授業改善に対応できるデジタル活用指導力の向上」について、今現在、デジタル活用指導力についてどういう状況にあると把握されているのかを教えてください。

浜岡学校経営課長： まず、ネットワーク速度についてお答えさせていただきます。

ネットワーク速度につきましては、今、光回線を使っているところではございますけれども、児童生徒数に応じた速度というのが、文部科学省において推奨帯域という形で示されております。実際にそれを満たしていないところは、現実としてございます。ただ、それは一つ大きな原因がありまして、光回線（の速度）が1Gbpsしか開設されていないところがございます。順次、ネットワーク会社が10Gbpsのエリアを広げているような状況でございます。今年度も、令和7年度の2月補正で3校ほど、推奨帯域の改善に向けて取り組んでいるところでございまして、10Gbpsのエリア拡大に合わせて順次、通信環境の改善を図っていきたくて考えております。

小野高校教育指導課長： 高校教育指導課長です。今現在、全体で言いますと、授業でデジタルを活用して指導できる教員の割合というのは、小中中で言いますと80.6%です。高校だけで言いますと83.5%という数値が、目標は100%を目指しているところなのですが、実際には、高校の事例で言いますと、一人1台端末が令和2年度から導入されて、令和3年度からデジタル活用推進担当教員研修をスタートしまして、教員がデジタル機器を活用する基本的なスキルを身につけること、これを目標にして進めてまいりました。ステップごとに到達目標を示していきまして、ステップ1、2、3とありますけれども、その段階を目標としながら、教員のデジタル機器の活用スキル自体は着実に向上しております。目指しているところはステップ2で、協働学習の中でデジタル機器を活用する、これについてよく見られるのは情報収集のところ、それから発表のときのプレゼンテーションでデジタル機器を活用するという事例で、これはかなり多くの教員が実施しているところなのですが、協働学習の場面で整理したり分析したり、グラフを作成して、より説得力のある説明ができるようにするため、あるいは議論を深めるため、こういったところのレベルのスキルを高めることを目指して、今、研修しているところです。現在は、その取組を進めるためにリサーチタイムという名称をつけて、リサーチする場面でデジタル機器を使えるように取組を進めているところです。

ですので、こうした実践を積み重ねながら、特に好事例をしっかりと積み重ねながら共有して進めていきたいと思っています。現在、教員のスキルだけで言うと、国のスキル調査と県独自でやるスキル調査がありますけれども、このスキル調査で言うと大体65%から70%の教員が協働学習の場面でも使えるようになっているというレベルでございます。以上でございます。

細川委員： ありがとうございます。活用指導力については100%を目指すということでございますので、是非、100%の教員が使えるようになっていただきたいと思います。前段の必要なネットワーク速度が確保できていないところについては、令和8年度中に改善されるのか、もしくはもうちょっと時間がかかるのか、どんなところなのでしょう。

浜岡学校経営課長： 先ほど申し上げましたとおり、やはり教育委員会だけで対応できる部分と、ネットワーク回線が前提として、それが増強されないと対応できないところがありまして、文部科学省もそういうネットワークの回線の会社に対して、回線の増強についての要請を行っているところでございます。その動向で、開設、増強されるようなところは順次、県としてもネットワーク速度の改善ができるような形で対応していきたいところで、令

和 8 年度中にできるかどうかというのはまだ、確定的に申し上げられないところです。

細川委員： 分かりました。

小野高校教育指導課長： すみません、補足をさせていただきます。先ほどデジタルを活用して指導できる教員の割合ですけれども、小中高と申し上げたのですが、特別支援学校も含まれておりますので、よろしくをお願いします。

小田原委員： すみません、初歩的なことを質問するのですが、デジタルを活用するというフレーズが結構出てくるのですけれども、これは具体的にどういうレベルの話をしているんでしょうか。発表段階でパワーポイントを使って発表ができるとか、それより少し前の段階としてワードが使えるレベルなのかとか、エクセルで表を作ってそれをどのように活用するとか、いろんな段階があると思うのですけれども、そのレベルが見えなくて、活用できている 8 割の先生は一体何ができるんだろうかと思ったところです。

小野高校教育指導課長： 高校教育指導課長です。先ほど少し中身にも触れたのですが、高等学校の場合は生徒は五つのステップを作っています。教員の場合はその指導をすることができるということで、ステップを 3 段階作っています。教員の場合、1 段階目は、今おっしゃっていただいたように、ワードだとかエクセルだとか、いわゆるスプレッドシートで授業中に示すことができる、生徒たちに画像で、黒板に今まで書いていたものを具体物として示すことができるというレベルから、2 段階目で言いますと、ここを目指しているところですが、協働学習の場面で生徒たちが一人 1 台端末を持っていますから、そこに一斉に教員が配信して、生徒たちは同じものを見ながら、そこで発表する前の段階のものを共同編集してみたりなどの段階を目指しているところなのです。さらにその次はというと、授業自体を改善するために先生がアンケートで集約したものをもう一度生徒たちに返してみたり、授業の中で集めた生徒たちのマークシートの中の画像などを編集したりなど、より段階的に上げて指導できるような力をつけていく。生徒たちはそれがさらに 5 段階に分けてありますけれども、これを学校では研修の時に示して、これを目指していただきたいということで研修の段階で指導しているという状況でございます。以上です。

小田原委員： 分かりました。先ほどの 8 割の先生は、そのステップ 3 までもうできているのか、それともステップ 2 までなのですかね。

小野高校教育指導課長： 高等学校の調査では、ステップ 2 のところまでを目指していこうとしておりますけれども、実際には、先ほど申しましたように高校の場合は 65% から 70% というところがステップ 2 ですので、まず基礎・基本のところはしっかりできている（ことが前提となります）。ただ、調査項目について、国の調査と県の調査がありますので、少し違う、レイヤーが違うところはありますけれども、基礎・基本のところはできていると御理解いただければいいかと思えます。授業の中で指導できるということと、教員が使って生徒は使っていないとか、生徒まで使えるようになっているとか、少しレイヤーはずれていますけれども、必須機能のところまではできているということで御理解いただければと思います。

小田原委員： 分かりました。ありがとうございます。

篠田教育長： ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で本件の審議を終わりたいと思います。

採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

篠田教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

(14 : 02)

篠田教育長： 続きまして、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので、傍聴の方は御退席をお願いいたします。

【非公開議題】

第4号議案 教職員人事について

県立学校主事の行った信用失墜行為に係る人事措置（減給10分の1 1月）について、審議の結果、全員賛成により原案のとおり可決した。

県立学校教諭の行った信用失墜行為に係る人事措置（戒告）について、審議の結果、全員賛成により原案のとおり可決した。

第5号議案 広島県銃砲刀剣類登録審査委員の任命について

広島県銃砲刀剣類登録審査委員の任命について、審議の結果、全員賛成により原案のとおり可決した。

第7号議案 令和8年度広島県教科用図書選定審議会委員の任命について

令和8年度広島県教科用図書選定審議会委員の任命について、審議の結果、全員賛成により原案のとおり可決した。

(14:40)